

令和 7 年 11 月 21 日
文化課 文化財保護・活用室
文化財指導担当 大橋・加藤
内線 3337 直通 0952-25-7232
E-mail: bunkazaihogo@pref.saga.lg.jp

清恵庵（佐賀市）が国の登録有形文化財（建造物）として答 申されました

令和 7 年 11 月 21 日（金曜日）に開催の国の文化審議会（島谷 ^{しまたに ひろゆき} 弘幸会長）に
おいて、新たに 163 件の建造物を登録有形文化財として登録するよう、文部
科学大臣に答申されました。

このうち、佐賀県関係では、清恵庵（佐賀市）（1 箇所 1 件）が答申されま
した。

新たに登録されると、県内における登録有形文化財（建造物）の合計は 54
箇所 133 件となります。

なお、答申された建造物は、下記及び別紙のとおりです。

記

答申された建造物（1 件）

名 称	せいけいあん 清恵庵
所 在 地	佐賀県佐賀市城内 1 丁目 15-23
登録基準	(二)

〔**〈参考〉** 登録有形文化財登録基準（平成 17 年 3 月 28 日文部科学省告示第 44 号）

建造物の部

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第 182 条 第
2 項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設
後 50 年を経過し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

1) 清恵庵の登録について

1. 名 称：清恵庵^{せいけいあん} 計1件
2. 所 在 地：佐賀県佐賀市城内1丁目15-23
3. 建設年代等：次のとおり

本館：木造平屋建、瓦葺及び銅板葺／昭和48年建設【登録基準（二）】

4. 概 要：次のとおり

佐賀城跡の外堀に南面して建つ茶室。設計は堀口捨己と早川正夫。入側を介して堀に面する開放的な7畳半広間と4畳半の茶室を南北に配し、東西に寄付、化粧室、台所を備える。寄付に舟入への階段を付す。照明を組み込んだ掛込天井など、堀口の特徴を示す茶室。



正面外観



内 部